

## 大石田町交流センター使用料紛失事案に関する監査結果を受けて

大石田町交流センター使用料紛失事案に関して、令和8年3月19日付大監第90号「大石田町交流センター使用料紛失事案に関する監査結果について（通知）」により事務処理等の改善を求める通知がありました。

改善を求める通知の内容は、以下の6項目に要約され、次のように改善を図ります。

No	監査結果に関する意見
1	<p>通知「6 監査結果に関する意見 ①」中、直接納付を受けた場合は『特別の場合を除き、翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。』とされているにも関わらず納入についてはある程度金額が集まった後に処理する等規則に基づかない処理が実施されていた。・・・（1の1）</p> <p>現金を領収したときは、『出納員は、領収証書原符その他の関係書類に記載された金額に現金及び証券を照合した上でなければ、現金及び証券の引継ぎを受けることができない。』とされているが、実際には当該書類の確認を十分に受けずに引継ぎを受け処理していたことがミスの発覚が遅れた原因にもなっていると推測される。・・・（1の2）</p>
1の1 改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大石田町交流センター（以下「虹プラ」という。）における使用料（現金）の納入は財務規則に基づくやり方に改めていきます。（因みに、財務規則第36条第3項に規定されている、上記の『翌日までに指定金融機関に払い込まなければならない。』とは、出納室から山形銀行への払い込みを想定しています。財務規則第37条第1項では、「速やかに出納員は会計管理者へ、会計員は出納員へ、引き継ぎなければならない」と規定されています。）</li> <li>・大石田町歴史民俗資料館の使用料の納入は、1回/月のペースで行っています。これは、土・日曜日の来客に対する釣銭の問題に起因しており現在は、出納室から1万円を預かり対応しています。その2日間は、出納室が閉じているため、不測の事態への対応が難しくなるため行っていたものであります。対策として出納室との協議で2万円を預かる方向で検討しています。ただし、出納室へは週4回の納入になります（「金・土・日・月（休館）」の分は火、「火」の分は水、「水」の分は木、「木」の分は金の納入）。</li> </ul>
1の2 改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「領収証書原符その他の関係書類」として、金銭登録機によるレシート及び虹プラ使用許可申請書等を添付する引継ぎ方式に改めていきます。</li> </ul>
2	<p>「6 監査結果に関する意見 ②」中、当時の事務委任規定では担当職員が会計員となっていないことから、多くの他部署と同様に金銭の授受を行うこと自体が法令に違反し、処理等を実施していた状態であった。・・・（2）</p>
2 改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出納員及び会計員に対する事務委任規程（以下「規程」という。）を令和7年3月中に改正して、「施設管理担当者」及び「社会教育・社会体育担当者」を会計員として事務の委任を行っています。ただし、規程の改正は、既存の「生涯学習主幹」や「社会教育主査」の担当分野内での委任であり、両会計員の職務を狭めることになっています。あえて隔てる必要性はないと考えますので、規程の改正を総務課及び出納室と協議し改善を図ります。</li> </ul>
3	<p>「6 監査結果に関する意見 ③」中、令和3年度から令和4年度については後納申請書（使用料の後納）が提出された書類については確認できないにも関わらず冷暖房使用料及び設備器具使用料については使用許可書（控）において記載されておらず、使用報告に基づき請求を実施するなど規則に基づかない運用とされていた。・・・（3）</p>
3 改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大石田町交流センターの設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第10条に規定された前納方式に改めます。施設の使用中に変更（使用時間、冷暖房の使用の有無等）があれば、使用変更許可申請等により処理することになりますが、この場合は後納となります。</li> </ul>
4	<p>「6 監査結果に関する意見 ④」中、使用料の返還について、前月使用しなかった分と当月使用分での相殺など適切ではない処理がなされた形跡も確認された。・・・（4）</p>

4 改善策	<p>・財務規則等には使用料の相殺ができる規定がないので相殺ができない仕組みになっております（規則等に規定があれば可能）。今後の事務処理として、追徴又は返納等に対応いたします。</p>
5	<p>「6 監査結果に関する意見 ⑤」中、減免申請書について期間をまとめて減免処理をするなど運用に疑義が残る事案を確認した。規則第18条第1項第3号において公共的団体についての減免については冷暖房使用料及び設備器具使用料を除くと記載されているにも関わらず減免としていた。・・・(5)</p>
5 改善策	<p>・「期間をまとめて減免処理」の件は、定期利用団体に対するものです。今後は、条例・規則に基づく対応をします。          ・大石田町交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則（以下「規則」という。）を令和7年11月21日に改正し、虹ブラ使用料の適正化に努めています。規則第18条第1項第3号における「減免について冷暖房使用料及び施設器具使用料を除く」の件は、規則を逸脱したものであるため、実態に合わせた規則改正を行います。また、規則改正と歩調を合わせ、虹ブラの使用料減免取扱い基準の見直しを図ります。</p>
6	<p>「6 監査結果に関する意見 ⑧」中、株式会社山形ビルサービス新庄営業所と契約している日直業務について、施設使用料の領収も業務委託している。規則第47条の2において歳入の徴収等の事務の委託を受けたものは、徴収し、又は収納した歳入に計算書を添え、契約の定める日までに指定金融機関等に払い込まなければならないとされているが、夜間分についてもまとめて担当職員が処理を実施していた。・・・(6)</p>
6 改善策	<p>・株式会社山形ビルサービス新庄営業所と契約している業務内容（一部）は使用料の受領と領収書（レシート）の発行である。          上記会社で契約している山辺町の施設に確認したところ、当町と同様の取扱であった。又、尾花沢市のサルナートの契約状況を確認したところ、業務時間帯の使用料の受領はしておらず、翌日以降の平日若しくは1月分まとめて受領している状況であった。他市町の状況をさらに調査・精査し、早急に当町に適した方法で改善を図ります。</p>